

全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい

1 行政相談

国家資格「全国通訳案内士」試験に合格し、都道府県の窓口で登録申請する際、旧姓での登録を希望したが、受理してもらえなかった。観光庁に申し出たが、全国通訳案内士の業務において旧姓を使用することはできず、旧姓での登録は認められないとの説明だった。

同庁では、①全国通訳案内士の登録申請書には戸籍名を記載する必要があり、業務で使えるのも登録した氏名である、②通訳案内士検索サービスで公開する氏名や、研修を受講する際の氏名も同様である、③登録証には、戸籍名の後ろに括弧書きで旧姓を併記することを認めている、としている。

しかし、全国通訳案内士は、業務を行う前に、案内を受ける者に登録証を提示することとされており、登録証に旧姓を併記した場合、混乱が生じるおそれがある。また、婚姻の有無という不要な個人情報をさらすことになる。

全国通訳案内士の業務において旧姓が使用できるようにしてほしい。また、登録証に記載する氏名と、通訳案内士検索サービスにおいて公開される氏名について、旧姓のみで記載できるようにしてほしい。

2 制度概要・調査結果

(1) 全国通訳案内士の概要

- 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）において、「報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を業とする。」とされている。高度な外国語能力や日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識を有する者として国家試験に合格し、全国通訳案内士として都道府県の登録を受ける必要がある。
- 従前は「通訳案内士」の名称で業務独占資格であったが、平成 30 年 1 月の通訳案内士法改正により、「全国通訳案内士」に変更されるとともに、当該資格を有しない者であっても有償で通訳案内業を行うことが可能となった。
- 2021 年 4 月 1 日現在の登録者数は 26,440 人。また、全国通訳案内士試験の外国語の種類は、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びタイ語となっており、試験は、年齢、性別、学歴、国籍などに関係なく受験が可能で、2020 年度の試験には 489 人が合格している。
- 上記法改正により、全国通訳案内士には、5 年に 1 回、登録研修期間が行う通訳案内研修の受講が義務づけられることとなった。
- このほか、特定の地域内のみで通訳案内を行う「地域通訳案内士」がある。上記法改正に伴い、それまで各特例法に基づき実施されていた地域ガイド制度を通訳案内士法に位置づけ、全国展開したもの。地域固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者として、各自治体が行う研修を受講した上で、「地域通訳案内士」として登録を受ける必要がある。

(2) 通訳案内士法における氏名に関する規定

- 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、都道府県（地域通訳案内士の場合、都道府県又は市町村）に備えている登録簿に、氏名、生年月日、住所等の登録を受けなければならない。（法第18条）
- 都道府県知事等は通訳案内士の登録をしたときは、上記事項を記載した登録証を交付する。（法第22条）
- 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。（法第23条）
- 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示、業務を行っている間は、登録証を携帯しなければならない。（法第29条）

⇒ 平成18年5月、当時の国土交通省担当課から都道府県に対し、登録の際、「希望する方については、氏名として括弧書きで旧姓を併記することが可能」との事務連絡を发出。なお、登録簿や登録証の様式は、通訳案内士法施行規則で定められているが、旧姓を記載する欄や注意書き（登録の申請時等に旧姓の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する等）を設ける改正は行われていない。

(3) 通訳案内士登録情報検索サービス

- 観光庁が、通訳案内士の情報発信の場を設けることを目的として、平成29年4月から実施（平成30年1月から本格実施）しているインターネット上の情報提供サービス。観光庁の承認を受けた旅行会社等が閲覧できることとされており、通訳案内士（全国及び地域）は、本サービスを通じて自己PRや得意分野などの情報発信が可能となっている。

通訳案内士登録情報検索サービスで閲覧できる情報

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①各通訳案内士に関する情報（都道府県が入力）<ul style="list-style-type: none">・登録番号、登録している都道府県、ガイド種別（全国・地域）、氏名、生年月日等②各通訳案内士の自己PRに関する情報（各通訳案内士が入力）<ul style="list-style-type: none">・学歴、職歴、海外経験、ガイド経歴、対応可能エリア等③各通訳案内士の定期研修の受講状況（観光庁が入力）<ul style="list-style-type: none">・研修受講年月日 |
|--|

上記の情報は、初期設定では全て非公開とされている。各通訳案内士が公開したい場合、システムにログインして項目ごとに公開の設定を行う。

【閲覧対象者】

- ①旅行者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行者代理業）
- ②旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）
- ③旅館業法に基づくホテル及び旅館
- ④労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- ⑤日本版DMO登録団体

※ 上記①～⑤のうち、閲覧申請を観光庁に行い、承認された者が通訳案内士の公開を希望する情報を閲覧できる。

※ 自治体に対しては、災害時などに通訳案内士の手配が必要な場合に備えて、別途閲覧権限を付与している。

3 観光庁の見解

- 通訳案内士法では、全国通訳案内士となる者に対し、登録簿に氏名、生年月日、住所等を登録するよう求めており、この氏名は戸籍上の氏名と解されることから、旧姓のみでの登録は認めていない。
- 平成 18 年 5 月に、都道府県に対し、通訳案内士として氏名を登録する際、旧姓を併記することを認める内容の事務連絡文書を発出した。都道府県においては、旧姓併記の希望があった場合、登録簿の備考欄に旧姓を記載する取扱いとしている。
- 全国通訳案内士本人が携帯する登録証は、登録簿に登録された氏名が記載されており、旧姓を併記して登録した場合、登録証の氏名にも旧姓が併記されることになる。
- 通訳案内士登録情報検索サービスについても同様であるが、都道府県によって、氏名欄に括弧書きで旧姓を併記しているところと、備考欄に旧姓を記載しているところがある。

4 内閣府男女共同参画局の取組

- 国家資格の旧姓使用の推進については、第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、「男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し」の具体的な取組として、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。【関係府省】」とされている。

当該取組については、女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021（令和 3 年 6 月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）においても明示されている。

- 女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日すべての女性が輝く社会づくり本部会議決定）において、「各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう、各種国家資格等における旧姓使用の現状を幅広く把握するとともに、引き続き関係機関等に働き掛けを行う。」とされたことを受け、「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等」について調査、取りまとめを行い、令和 3 年 6 月に公表した。303 の国家資格、免許等における旧姓使用の現状は、次のとおり。

① 資格取得時から旧姓使用ができるもの・・・・・・・・・・	207
② 令和 4 年 4 月から旧姓使用が可能となる予定のもの・・・・・・・・	37
③ 資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの・・・・・・・・	19
④ 旧姓使用ができないもの・・・・・・・・・・	40

- 全国通訳案内士については、この調査結果において、④に分類されている。観光庁では、「登録する氏名として旧姓を使用することはできないかという声は何件か寄せられており、本人確認のため、原則として現行の姓名にて登録する必要があるものの、希望する方については、氏名として括弧書きで旧姓が付記することが可能である旨も都道府県へ伝えている」としている。
- 内閣府では、国家資格における旧姓使用の推進について、相談や照会等があれば対応するとしている。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について
～顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減～

1 行政相談

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は全員顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらおうことなく入国した。その後、市役所へ住民登録手続に出向いたところ、旅券にスタンプがなく、入国年月日が確認できないため住民登録できないと言われた。

法務省本省に出向き、開示請求手数料を支払えば入国年月日を証明してもらえるようだが（※）、親の介護があるため、東京まで出かける時間がなく、現在も住民登録ができず困っている。

（※）出入（帰）国年月日の開示請求は郵送によることも可能である。また、証印が緊急に必要な場合、出入国港に出向いて押印を受けることも可能である。

関東管区行政評価局において、本相談をもとに関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議に付議した結果、「証印にかかる様々な手続の中には、同様の問題が全国で発生しているのではないか」との意見があった。

2 出入国在留管理庁の対応

- 各空港において、各種手続で証印が必要になる場合がある旨を、掲示物や音声により案内している。
- 帰国後に出入国履歴の証明が必要になった場合は、保有個人情報の開示を請求してもらうことを原則とし、緊急に証明が必要な場合、出入国港に旅券を持参すれば、本人確認を行った上で旅券に証印をしている。

3 前回会議での主な意見（令和3年7月1日）

- 帰国後に証印が必要になる場合があるということを、空港を利用する人たちに周知する方法を考え、実施できるものは実施する必要がある。
また、証印を必要とする手続を所管している機関において、証印が本当に必要か考えてもらい、不要であれば不要とする必要がある。
- 出入国の記録はあるが、それを必要な行政手続にどのように提供していくかということについては、あまり問題意識を持ってこなかったのではないかと。これから政府全体としてデジタル化を進めていくのだから、当面どうするかという話とは別に、様々な観点から検討してもらうのがよい。
- 一番の手段はマイナンバーカードだと思う。政府としても、運転免許証との兼用を含めていろいろな機会にマイナンバーカードを使えるようにしていることとしているので、マイナンバーの活用について検討してほしい。
- 証印がなくても柔軟に取り扱っているところがある場合、その範囲をより拡大する、あるいはそういう取扱いを広めていく方向で考えてほしい。取扱いの基準を作ることで、認められる範囲が狭まってしまっている意味がない。

4 論点

- 従来、旅券の証印を確認していた各種手続において、証印（出入国年月日）の確認を省略することはできないか。また、省略することが困難な場合、申請者にできる限り負担のかからない方法で確認することができないか。
- 長期的な対応方策として、出入国年月日の確認にマイナンバーを活用できないか。

5 証印を必要としている各種手続の整理

(1) 国外からの転入届

- 入国年月日は、住民基本台帳の記載事項ではない。
- 総務省では、転入年月日が、選挙人名簿の登録、国民健康保険への加入、納税義務等、住民と市町村との間に種々の権利義務関係が発生する日であり、住民としての地位に関する重要な事項であることに鑑み、法定の住民票の記載事項と位置づけたものであるとともに、市町村長には、住民に関する正確な記録が行われるよう努力義務が課せられていることなどから、国外からの転入者の住所の認定に当たっては、入国年月日が確認できる資料が必要であるとしている。
- 入国年月日の確認方法については、特段の定めはないが、従来、市町村の窓口において、通常、旅券の証印により確認していた。

顔認証ゲートの導入後は、各市町村の判断により、旅券の証印のほか、航空券の半券、電子チケットの購入履歴や予約メールの画面の提示、飛行機で預けた手荷物のタグ、出入国在留管理庁が開示した出(入)国記録等で確認が行われている。なお、一部の市町村では、これらの資料がない場合、最終的に本人の申出をもって転入届を受理するとしている。

(2) 海外在留中に失効した運転免許証の再取得

- 道路交通法の規定に基づき、海外旅行、災害等やむを得ない理由で運転免許証の更新ができず失効した場合、失効から3年以内、かつ、やむを得ない理由がやんでから1か月以内であれば、技能試験及び学科試験が免除される。
- このため、失効した時点において海外に在留していたこと、帰国日から1か月以内であることを確認する必要がある。
- 警察庁では、都道府県警に対し、上記について、①旅券の証印、②出帰(入)国記録を明らかにした出入国在留管理庁の文書、③在外公館が発行した在留証明等で確認するよう周知している。
- なお、出入(帰)国記録の開示請求を行う場合、請求手続に時間がかかり、帰国日から1か月以内の期限に間に合わなくなる事態も想定されるため、対応方策を検討したいとしている。

(3) 年金保険に関する合算対象期間の証明

- 年金の受給に必要な受給資格期間(※)の確認に当たり、国外に在住していた期間は未加入又は未納であっても合算対象期間とされている。

※ 老齢基礎年金は10年、遺族年金は25年の受給資格期間が必要。保険料の納付が免除された期間は合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入されるが、未納期間は除外される。

- 国外在住期間は、通常、戸籍の附票で確認しているが、海外転出時に転出・転入の届出を行っていなかったなどにより、戸籍の附票で確認できない場合は、証印の押された旅券の写しや、出入国在留管理庁の保有する出入（帰）国記録等で確認することも可能とされている。

(4) 国内の店舗での一時帰国者の消費税の免税

- 非居住者が一時帰国し、国内の免税店において一定の物品を購入する場合、消費税が免税される。
- 非居住者であることは、購入時に免税店の店頭において確認する。非居住者の要件は、日本国内に住所を有しないこと、及び入国後6か月以内であることとされており、前者については旅券に貼付又は押印された外国の就労ビザ又は2年以上の有効期間のあるビザ、後者については旅券に押印された証印の入国年月日で確認することとしている。

なお、国税庁では、自動化ゲートを利用する場合、証印が押されないため、免税店において非居住者であることが確認できない場合があること、免税店のご利用をお考えの方は、自動化ゲートを通過する際に、証印が必要な旨を入国管理局の職員に申し出ることを記載したチラシを作成し、国土交通省の免税店のホームページ等で周知を図っている。また、免税店の中には、パスポートに「証印」がない場合、非居住者であることが確認できないため免税販売できない旨ホームページに記載している例も散見される。

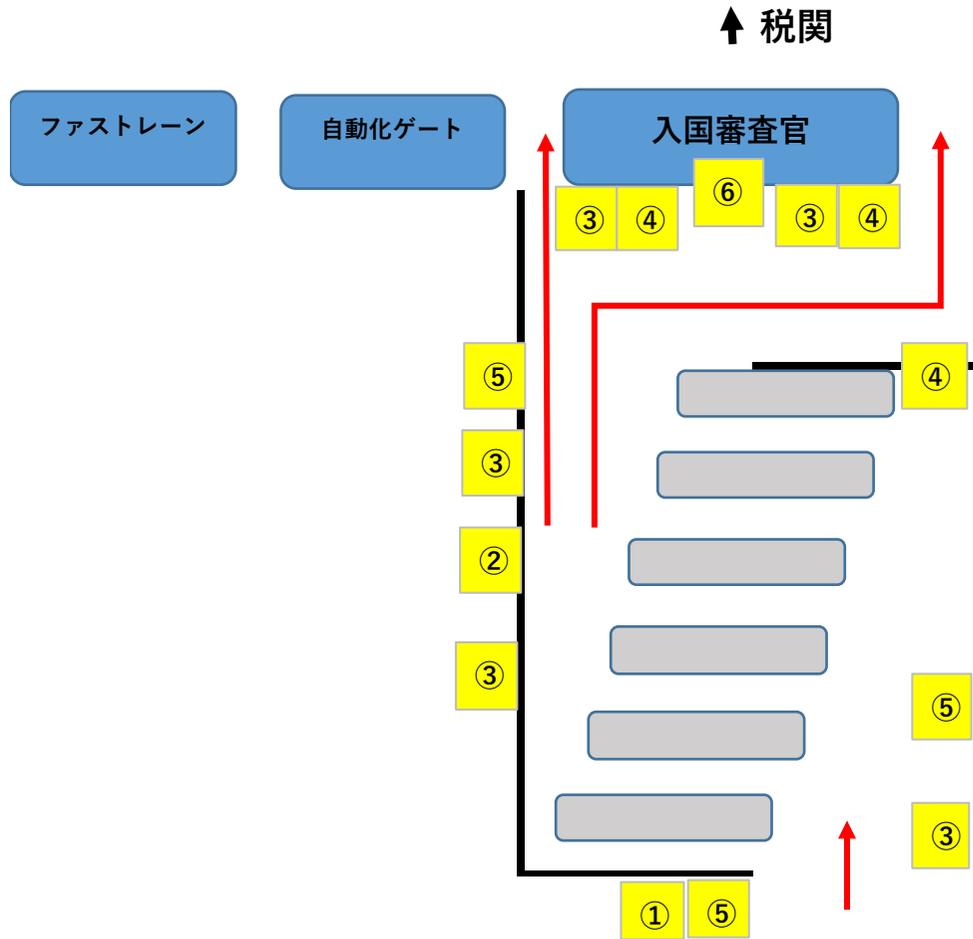
6 国外転出者に係るマイナンバーの活用

出入国在留管理庁は、本会議におけるこれまでの意見を受け、内閣官房番号制度推進室（内閣府番号制度担当室）との間で、現状について共有を図るとともに、課題の整理を行った（※）。

その結果、現時点では、住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者のマイナンバーを活用できないなどの課題が確認された。ただし、この点については、令和元年度のマイナンバー法等改正を受け、令和6年度までに活用が可能となる。

（※）なお、本件に関する内閣官房番号制度推進室（内閣府番号制度担当室）の業務はデジタル庁に引き継がれている。

【成田空港上陸審査場】

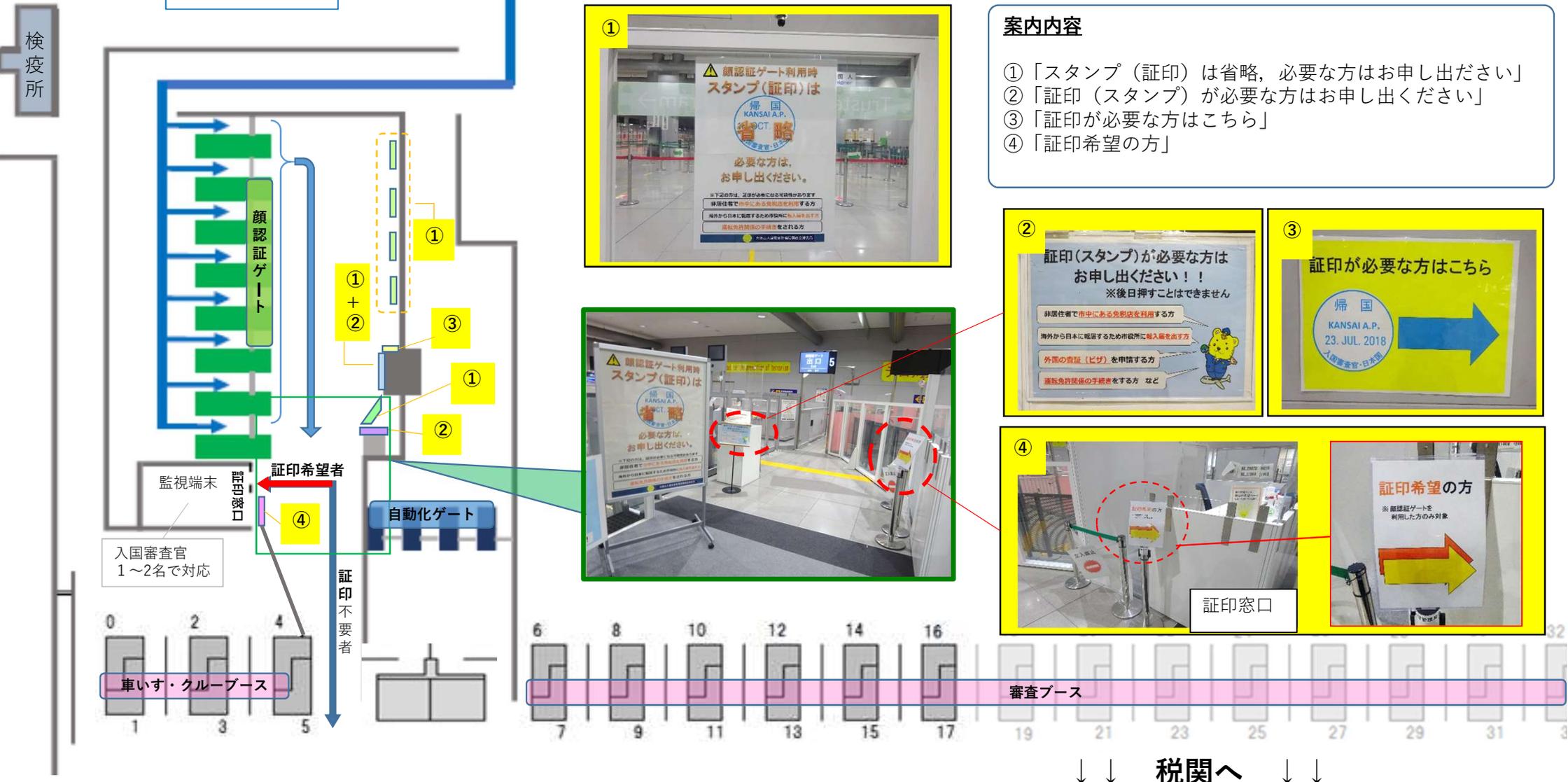


顔
認
証
ゲ
ー
ト



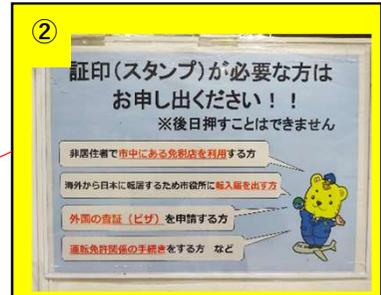
- ① 「海外居住者の方にはご注意ください！」
- ② 「証印希望の方は申し出て下さい」
- ③ 「スタンプが必要な方は、お申し出ください。」
- ④ 「海外居住者の方で、証印が必要な方は、お申し出ください。」
- ⑤ 「顔認証ゲート利用時、スタンプ（証印）は省略となります。」
- ⑥ 音声案内

利用者動線



案内内容

- ① 「スタンプ（証印）は省略、必要な方はお申し出ください」
- ② 「証印（スタンプ）が必要な方はお申し出ください」
- ③ 「証印が必要な方はこちら」
- ④ 「証印希望の方」



羽田空港上陸審査場模式図

※関東管区行政評価局の調査結果

参考2



太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

【行政相談①】

複数ある太陽光発電設備（以下「設備」）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を 1 か所あたり 1 通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本 1 通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

【行政相談②】

遺産を包括的相続する場合、遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。このような場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

【行政相談③】

届出に添付する公的書類は 3 か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

【行政相談④】

設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名捺印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

○ 前回会議（令和 3 年 7 月 1 日）までの審議結果を踏まえた対応状況

【相談①】

1 行政苦情救済推進会議における意見（主なもの）

原本の件について、役所がきちんとした形で保管していて、それがデジタルのものであっても、保管の状況と、デジタルに加工がされていないことが証明できれば、証拠書類としての意味はあるのではないかと。規制改革推進会議の議論なども参考にし、再度整理すべき。

2 資源エネルギー庁の最終見解

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条の規定に基づく認定申請、第 10 条の規定に基づく変更認定申請において、申請の真正性の確認や認定後のトラブルを避けることを目的として、戸籍謄本や印鑑証明について、申請毎に原本の提出を求め、また申請受付後も返却を行わないこととしていた。
- ② 本措置について、特に個人申請者による申請書類取扱の柔軟化と他の手続きへの流用のため原本を返却するよう意見がなされ、行政苦情救済推進会議からも規制改革推進会議の議論を参考に、再度整理を行うよう意見がなされた。
- ③ 規制改革推進会議において、「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」など、行政手続きの簡素化に関する議論がなされている事を踏まえ、こうした希望の特に多い個人の太陽光発電事業の認定申請について、代行申請機関である JPEA 代行申請センターとも連携しながら、個別事業の実情を踏まえた申請書類取扱の柔軟化に向けて、手続きを変更することとする。

- ④ また、戸籍謄本等の原本返却についても申請者の利便性向上の観点から、申請者が希望する場合は返却を可能とすることとする。一方、返却する書類は個人情報を含む書類であり、送付の誤り等が許されないことから、返送に当たっては返信用封筒が同封されていること、他の添付書類から返信先が確認できること、など一定の条件を付すこととする。
- ⑤ 併せて、規制改革推進会議でも行政手続きの電子化を進める方針が示されている中、申請者のさらなる利便性の向上のため、申請手続きのオンライン化を引き続き推進していく。

【相談②】

遺産分割協議書等の記載において、太陽光発電設備の明示がされている場合に加え、すべての財産等、対象に太陽光パネルが含まれていることが確認できる記載となっている場合は認める運用とする。

【相談③】

死亡した被相続人の除籍謄本の有効期限については特段求めないこととする。

【相談④】

1 行政苦情救済推進会議における意見（主なもの）

公正証書遺言のみでは事業変更届出を認めないとする現行の手続きでは、FIT法で遅滞なく事業変更届を行うこととしながら、相続が発生しても事業承継が認定されないままとなる事態も危惧されることから、そうした事態を回避するため、社会的に信用があって制度として確立しており、その偽造・変造に刑罰が科されている公正証書遺言を活用することが妥当ではないか。

2 資源エネルギー庁の最終見解

- ① 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条の規定に基づく、相続に伴う事業者の変更認定申請において、申請の添付書類である「事業が相続された証明書類」は法定相続人全員が署名捺印した相続証明書又は遺産分割協議書と定めており、公正証書遺言のみでは証明書類とはみなさないこととしていた。
- ② 本措置は事業継承者を確実に特定し、認定後のトラブルを防ぐための措置である。公正証書遺言であっても、相続人間の協議等により遺言通りの相続がなされるとは限らないことから、遺言のみでは事業継承者を特定することに足りず、相続証明書等による確認が必要である、としていた。
- ③ 本措置についても、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、手続きの柔軟化に向けて対応を行うこととする。なお、相続はその様態が様々あるため、案件それぞれの実情に応じた対応を行うことで申請者の利便性を高める。